

## 武蔵野クリーンセンター運営協議会会議の傍聴に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、武蔵野クリーンセンター運営協議会会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴人の定数)

第2条 傍聴人の定数は、5名以内とする。

(会議開催の広報)

第3条 会議開催は、「市報むさしの」及び「武蔵野市ホームページ」にて広報する。

(傍聴の手続き)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴申請書に、住所・氏名を記入しなければならない。

(傍聴席以外の入場禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、火薬その他危険物を持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) ラジオ、拡声器、マイク等議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者

(4) 前各号のほか、会長が、議事進行上支障を来す恐れありと認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席では次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てるなど議事の妨げとなるような行為をしないこと。

(2) 会議における発言に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。

(3) 会場内では喫煙をしないこと。

(4) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、または議事の妨げとなるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真・映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの取扱要領に違反したときは、会長はこれを制し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この要領は、平成23年1月1日から施行する。